

# 日本農業法人協会 傷害保険制度のご案内

※この保険契約は、公益社団法人日本農業法人協会を保険契約者とし、会員のみなさまを被保険者とする団体契約です。当協会にて加入依頼書を取りまとめ、共栄火災海上保険株式会社との保険契約を締結します。

## ●補償内容

国内外を問わず、**急激かつ偶然な外来の事故**により被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

※既往症(既に存在していた身体の障害や病気・骨粗しょう症を含む。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響が無かった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

## ●補償プラン

### ★普通傷害保険

●24時間補償プラン…日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを24時間補償します。

交通事故によるケガ	スポーツやレジャー中のケガ	旅行中のケガ	職場や学校でのケガ	家庭内のケガ
 <ul style="list-style-type: none"> <li>車にはねられてケガをした。</li> <li>駅のホームの階段で転んでケガをした。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>スキーで転んで骨折した。</li> <li>海水浴に行きケガをした。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>飛行機事故で死亡した。</li> <li>ホテル火災でケガをした。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>荷物が倒れてケガをした。</li> <li>体育の授業中にケガをした。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>料理中にヤケドをした。</li> <li>日曜大工でケガをした。</li> </ul>

●就業中のみ補償プラン…日本国内・国外を問わず、職業・職務に従事中のケガを補償します。(通勤途上を含む。)

## ●保険期間 (割引適用期間も同一です。)

2019年10月1日午後4時～2020年10月1日午後4時までの1年間

## ●契約方式

★普通傷害保険…「記名式」でのご契約！ ※嘱託・臨時雇用・パートタイマー・外国人実習生も可。

付帯できる特約(任意)

### ●介護保険金支払特約

ケガによる後遺障害かつ要介護状態(注)となった場合に介護保険金をお支払いします。  
(事故日から180日以内)

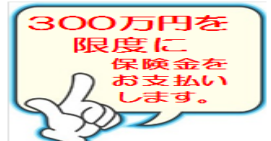
(例) 農機搭乗中に坂の上から転落。後遺障害を伴う大ケガにより要介護状態となった。



農機搭乗中に  
転落・大ケガ



後遺障害による  
要介護状態



※事故による後遺障害かつ要介護状態となった場合、要介護日数に応じて**毎年300万円**を限度に保険金をお支払いします。(介護保険金支払特約を付帯した場合)

(注)要介護状態とは、公的介護保険の認定とは異なり、終日就床しており、かつ医師(被保険者が医師の場合は自分以外)により、次の①②のいずれにも該当する状態と診断された場合をいいます。  
①歩行の際に、義手、義足、車いす等の補助用具を用いても、次のア、～ウ、のいずれかの状態または、同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要な状態。  
ア、両手両足をつけて進んだり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。 イ、自分では、寝返りおよびベッドの上の小移動しかできない。 ウ、自分では全く移動できない。  
②次のア、～エ、のいずれかの行為の際に、義手、義足、車いす等の補助用具を用いても、以下のいずれかの状態または同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要な状態。  
ア、食事…食器や食物を工夫しても自分で食事ができない。 イ、排泄…拭き取りや座位の保持ができない。失禁することが多く、おむつや特別な器具を使用している。  
ウ、入浴…自分で体を洗ったり、拭いたり、浴槽へ出入りすることができない。 エ、衣類の着脱…衣類の工夫をしても、自分では手足を衣服に通せない。

# ●保険料表（普通傷害保険）…「記名式」

10.0%  
割引

介護保険金  
支払特約が  
付帯できます。

※割引率/団体割引10%(毎年変動)

職種区分A (社内事務・農作物加工・販売のみに従事する方)					
コース名	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額	通院保険金 日額	介護 保険金額	年間保険料 (1名あたり)
24時間補償(経営者向け)プラン					
A-14	100万円	2,000円	1,000円	500万円	9,740円
A-13	851万円	4,500円	3,000円	500万円	27,200円
A-5	100万円	2,000円	1,000円	—	5,940円
A-4	851万円	4,500円	3,000円	—	23,400円
就業中のみ補償プラン					
A-11	100万円	2,000円	1,000円	300万円	2,520円
A-12	308万円	4,500円	3,000円	300万円	5,870円
A-1	100万円	2,000円	1,000円	—	1,830円
A-2	190万円	3,000円	2,000円	—	3,390円
A-3	308万円	4,500円	3,000円	—	5,180円

職種区分B (農作業に従事する方)					
コース名	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額	通院保険金 日額	介護 保険金額	年間保険料 (1名あたり)
24時間補償(経営者向け)プラン					
B-16	100万円	2,000円	1,000円	500万円	14,650円
B-15	1,050万円	5,000円	4,000円	500万円	50,040円
B-6	100万円	2,000円	1,000円	—	8,950円
B-5	1,050万円	10,000円	4,000円	—	50,040円
就業中のみ補償プラン					
B-11	100万円	2,000円	1,000円	300万円	6,720円
B-14	800万円	3,000円	2,000円	300万円	16,960円
B-1	100万円	2,000円	1,000円	—	4,860円
B-3	100万円	3,000円	2,000円	—	8,100円
B-4	600万円	4,000円	2,000円	—	13,720円

※「記名式」の場合、新規加入は10月1日(保険始期日)現在で「満79歳」まで、継続加入は「満89歳」までとなります。  
 ※「80歳以上」で継続してご加入いただけるパターンは、A-1・A-11・A-5・A-14・B-1・B-11・B-6・B-16のいずれかです。

## ●プランの特徴

**特徴①・・・団体割引 10%適用!**

☆公益社団法人日本農業法人協会を通じてご加入の場合、一般の契約に比べ保険料が割安です。

※ただし、団体割引10%は前年度契約の被保険者数500名以上の場合に適用されますので、今年度の被保険者数が500名未満の場合は翌年度の保険料が変更になります。

**特徴②・・・充実のプラン設定!**

☆経営者向けプラン(普通傷害保険 24時間補償)・・・日本国内・国外を問わず24時間の補償!

☆従業員向けプラン(普通傷害保険 就業中のみ補償)・・・業務中のケガに限定した割安な保険料!

**特徴③・・・介護保険金支払特約の付帯コース設定**

## ●保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- ①被保険者や保険金受取人の故意・重大な過失によるケガ ②けんかや自殺・犯罪行為によるケガ ③脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ  
 ④自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故 ⑤妊娠・出産・流産・外科的手術などの医療処置によるケガ⑥地震・噴火またはこれらによる津波でのケガ ⑦戦争・内乱・暴動などによるケガ ⑧自動車・オートバイ・モーターボート等による競技中のケガ⑨むちうち症・腰痛他の症状がある場合であっても裏づけとなる医学的他覚所見のないもの ⑩就業中のみ補償の場合の就業外のケガ

## ●ご注意

■日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

■この契約は、前年度契約の被保険者数により10%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が500名に達しなかった場合、翌年度の保険料(保険金額)が変更となります。

■このチラシは商品の概要を説明したものです。補償内容の詳細につきましては「事務のしおり」(日本農業法人協会ホームページ)をご覧ください。  
 閲覧できない場合には、以下の□にチェックの上、日本農業法人協会宛にFAX(03-3237-6811)にてご請求ください。)

本保険の詳細に関する資料、  
「事務のしおり」の送付を希望します。 【法人名・ご連絡先】

【取扱代理店】  
 (株)農林水産広報センター  
 TEL 03-6380-8955(担当:松本)  
 FAX 03-3239-7344

【お問い合わせ先】  
 公益社団法人 日本農業法人協会  
 TEL 03-6268-9500  
 (担当:山崎・名取)  
 FAX 03-3237-6811  
[http://hojin.or.jp/agri/health\\_system/](http://hojin.or.jp/agri/health_system/)

【引受保険会社】  
 〒105-8604 東京都港区新橋1丁目18番6号  
 共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第一課  
 TEL 03-3504-2337 FAX 03-3595-3981  
 ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>